

松山市広告入り窓口封筒の寄附の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第2条に規定する窓口封筒の寄附に関して、松山市広告事業実施要綱（以下、「要綱」という。）及び松山市広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口封筒 住民票の写し、その他証明書等を来庁者等が持ち帰るために提供する封筒で、企業等の広告が印刷されたもの又は無地のものをいう。
- (2) 寄附 松山市が財政上の負担をすることなく、また松山市に何ら義務の発生をさせることなく、松山市に窓口封筒及び封筒設置台を無償で提供することをいう。
- (3) 寄附者 窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告掲載事業者」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認し、広告原稿を校正し、その他広告掲載事業者との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、松山市に窓口封筒を寄附する事業者をいう。

(広告の基準)

第3条 窓口封筒の広告の内容及び表現に関する基準は、要綱第4条並びに掲載基準第3条第4、第5、第6、第7、第8及び第10の規定に準拠するものとする。

(窓口封筒の規格・設置等)

第4条 寄附者が提供する窓口封筒の規格等及び設置場所並びに設置期間は、募集要項（以下、「要項」という。）により定めるものとする。

- 2 市長は、寄附者と協議のうえ、前項により定めた設置期間を変更することができる。

(寄附者の募集)

第5条 寄附者の募集に当たる提出書類、応募期間、選定方法等その他必要な事項については、要項により定めるものとする。

- 2 寄附者は、前項の規定に基づいて行う公募により選定された者とする。

(寄附の申込要件)

第6条 寄附の申込ができる者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。

- (1) 寄附の申込者は、会社法第 27 条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 11 条若しくは第 153 条に定める自社等の定款の記載事項又は所得税法第 229 条に定める個人事業の開業・廃業等届出書の届出内容において広告取扱業務を行っている事業者（広告代理店や印刷会社等）で、法人格を有し、現に業務を行っている事業者であること。
- (2) 寄附の申込者が、別に定める仕様書に記載している業務を適切に実施できること。
- (3) 寄附の申込者の国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税等）及び本店及び各支店の所在地における法人市区町村民税、固定資産税並びに事業所税等を滞納していないこと。
- (4) 寄附の申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の審判を受けた者でないこと。
- (5) 寄附の申込者が、破産者で復権できない者でないこと。
- (6) 寄附の申込者が、宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている者でないこと。
- (7) 寄附の申込者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 寄附の申込者が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある事業者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる事業者でないこと。ただし、更生計画認可又は再生計画認可の決定がなされた事業者を除く。
- (9) 寄附の申込者が、松山市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等又は暴力団関係事業者でないこと、若しくは第 6 条による措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（寄附の申込み）

第 7 条 窓口封筒等の寄附の希望をする者は、松山市広告入り窓口封筒寄附申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、松山市広告入り窓口封筒の寄附に関する提案書（様式第 2 号）及び第 4 条第 1 項に定める要項に掲げる提出書類を添えて、要項により指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（選定委員会）

第 8 条 寄附者となるべき候補者の選定その他窓口封筒の無償提供に関する事務を円滑に遂行するため、松山市広告入り窓口封筒の寄附者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を市民課に設置する。

2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、庶務は市民課において処理する。

- 3 委員長は、市民課長をもって充てるものとし、委員会の事務を総括し、選定委員会を代表する。
- 4 委員は、市民課の所属員のうち担当職員をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第9条 選定委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、申込者に選定委員会の会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。
- 5 選定委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は委員長が相当の理由があると認めるときは、回議により審査を行い寄附者となるべき候補者を選定することができる。
- 6 会議の記録は、行わないものとする。

(寄附者の決定)

第10条 市長は、第5条の規定により窓口封筒等の寄附の申込みを受けたときは、提出書類等の内容について、第9条に規定する選定委員会の審査により、寄附者を決定するものとする。

- 2 市長は、寄附の決定を受けた者へ、松山市広告入り窓口封筒寄附採納決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約書の締結)

第11条 市長は、窓口封筒の作成及び寄附に関して契約書を作成し、寄附の決定を受けた者との間に契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約書の作成に必要な収入印紙等の購入に関する費用等は、寄附の決定を受けた者が負担するものとする。

(窓口封筒の作製要件)

第12条 寄附者は、窓口封筒等を作製するに当たり、広告の内容・色・形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けなければならない。

- 2 寄附者は、指定する期日までに窓口封筒に広告を掲載しようとする事業者及び掲載内容（以下、「広告内容等」という。）、広告を掲載しようとするすべての事業者の松山市税の完納証明書及び別に定める誓約書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定のうち広告の内容については、必要に応じて要綱第9条に定める広告審査委員会の審査を受けるものとする。
- 4 寄附者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、松山市が広告掲載事業者であるかのような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。
- 5 窓口封筒の作製等に要する費用は、すべて寄附者の負担とする。

（窓口封筒等の納入）

第13条 寄附者は、指定する期日までに窓口封筒等を納入するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

（広告の募集）

第14条 広告掲載事業者及び広告の募集は寄附者において行うものとし、募集に関する事務は要綱及び掲載基準並びにこの要領の規定に従わなければならない。

- 2 広告の募集に関して、第12条第4項の規定を準用する。

（広告掲載事業者の責務）

第15条 広告掲載事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

- 2 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲載事業者の責任及び負担において解決するものとする。

（窓口封筒の使用中止）

第16条 無償提供を受けた窓口封筒について、次に掲げる場合には、松山市が一方的に即座に使用を中止することができるものとする。

- (1) 広告内容等が関係法令に違反していると認められるとき若しくはそのおそれがあるとき
- (2) 要綱及び掲載基準並びにこの要領の規定に反すると認められるとき若しくはそのおそれがあるとき
- (3) 封筒の内容に関する苦情が絶えないとき
- (4) 寄附者及び掲載された広告の広告掲載事業者に適性がないと認めたとき若しくはその他の問題が生じたとき
- (5) その他、封筒を松山市が使用するものとして適当でないと市長が認めたとき

- 2 前項の規定により使用を中止する場合には、寄附者は、使用を中止した窓口封筒を速やかに回収し、代替の封筒を提供するものとする。
- 3 前項の規定により代替の封筒を提供する場合は、寄附者は松山市に何ら請求を行わないものとする。

(広告内容等の変更)

第 17 条 市長は、広告内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又は要綱及び掲載基準並びにこの要領に違反していると判断したときは、寄附者に対し、広告の内容等の変更又は前条に定める窓口封筒の使用中止を求めることができる。

(問題発生時の対応)

第 18 条 寄附者は、窓口封筒等の取扱いに関する事項や広告内容等に関して第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(寄附の取下げ)

- 第 19 条 寄附者は、自己の都合により本市への窓口封筒等の寄附を取下げることができるものとする。
- 2 寄附者は、前項の規定により取下げるときは、2 か月前までに書面により市長に申し出なければならない。

(寄附者の決定の取消し)

- 第 20 条 市長は、次の各号に該当するときは、寄附者の決定を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告内容等の提出がないとき
 - (2) 指定する期日までに窓口封筒の納入がないとき
 - (3) 第 17 条の規定による広告内容等の変更を寄附者が行わないとき
 - (4) 寄附者が虚偽の申請をしたとき
 - (5) 寄附者から書面により決定の取消しの申出があったとき
 - (6) 寄附者が窓口封筒への広告掲載が適切でないと判断したとき
 - (7) 第 16 条に規定する事項が認められたとき
 - (8) その他取扱業務全般に関する不正な行為等が認められたとき
- 2 前項の規定により取り消した場合において、市長は寄附者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、窓口封筒等の寄附に関する必要な事項は、要項に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年 5月 2日から施行する。